



令和6年1月19日

常滑市長 伊藤辰矢様

常滑市特別職報酬等審議会
会長 永田栄司



常滑市特別職報酬等の額について（答申）

令和5年11月30日付5常企職第78号により諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 報酬等の額及び改定について

議会議員の報酬額、並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下、「報酬等」という。）については、次のとおり改定することが適当である。

(1) 市議会議員の報酬の月額

- 議長 503,000円（現在の額：489,000円 +14,000円）
- 副議長 442,000円（現在の額：429,000円 +13,000円）
- 議員 404,000円（現在の額：392,000円 +12,000円）

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の月額

- 市長 946,000円（現在の額：919,000円 +27,000円）
- 副市長 775,000円（現在の額：753,000円 +22,000円）
- 教育長 693,000円（現在の額：673,000円 +20,000円）

2 審議内容

(1) 市を取り巻く現状について

令和2年から続く新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大がようやく落ち着き、社会経済活動も徐々に活発になり、本市を訪れる人も増加している。新型コロナで大打撃を受けた航空業界も、国際線は以前の状況の4割程度だが、国内線は約9割まで回復している。

国の経済・景気動向をみると、内閣府の11月の月例経済報告では、「景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」との基調判断を示しており、総務省による消費者物価指数の動向を見ても、上昇傾向にある。

(2)市の財政状況等について

市の財政に関して、歳入については、令和2年度に新型コロナに関連した国県支出金の増、新庁舎建設に係る市債の増等により大幅な増額となったが、その後は以前の状況に近づいている。歳出についても、令和2年度に新型コロナ対策事業や新庁舎建設事業等により大幅な増となったが、その後は以前の状況に近づいている。積立基金残高は年々増加しており、令和4年度は令和元年度の1.5倍強となっている。長期債務残高は、令和2年度に一度上昇したが、その後は減少傾向である。

(3)人事院勧告について

8月7日に公表された人事院勧告では、過去5年の平均と比べ約10倍のベースアップが示され、月例給については民間との較差3,869円(0.96%)を解消するため、高校卒初任給を12,000円、大学卒初任給を11,000円引き上げる等、若年層に重点を置き、そこから逡減させる形で平均1.1%の引上げが勧告された。課長補佐級である5級以上の役職については、0.3%の引上げとなる。また、ボーナスについても、民間の支給状況等を踏まえ、年間0.1月分の支給月数の引上げが勧告された。

(4)議員報酬の現状

議員は、平成30年度の審議会において、その活動が市民に分かりにくいことから、報酬月額について、当時の期末手当の自主削減相当分である約3%の削減が妥当と判断し、市長へ答申し改定された。

その後、令和2年7月1日から令和3年3月31日までは、新型コロナの感染拡大による市民への影響を踏まえ、自主的に5%の削減を実施した。

議員報酬の額に係る県下14市の類似団体*での順位は、議長13位、副議長12位、議員13位となっている。

*類似団体…人口及び産業人口比率を基準として市町村を分類したもの

(5)市長等の給料の現状

市長等は、平成30年度の審議会において、厳しい財政状況を踏まえて、その給料月額について、議員報酬と同様に約3%の削減が妥当と判断し、市長へ答申し改定された。

その後、令和2年7月1日から令和3年3月31日までは、新型コロナの感染拡大による市民への影響を踏まえ、自主的に、市長は10%、副市長は5%、教育長は3%の削減を実施した。

市長等給料の額に係る県下14市の類似団体での順位は、市長13位、副市長14位、教育長13位となっている。

(6) 審議会での意見

報酬等について、人事院勧告において国家公務員の月例給の引上げ改定が示されていること、本市の報酬等は他の類似団体と比べて低い水準であること、平成30年度に財政状況等を考慮して引下げていること、コロナ禍で自主削減をしていたこと等から、引上げが妥当であるとの意見が出された。また、民間の賃上げを促進するためにも、引上げの姿勢を示すことが大事であるとの意見も出された。さらに、市政に影響を及ぼす場合は削減もありとの意見も出された。

議員報酬については、報酬額は他の類似団体と比較して低いものの、住民1人当たりの額に換算した場合は、類似団体の中でも上位となることから、据え置きが妥当との意見も出された。

市長等給料月額については、市長は市民のために様々な施策を実施し、市民は暮らしやすくなっていると感じることから、引上げが妥当であるとの意見が出された。また、市長には、先頭に立って、MICEの誘致やアジア大会関連の施策を進めてもらわなければならないため、期待を込めて引上げとの意見も出された。

引上げの額又は率については、他市の審議会でも多く答申されている人事院勧告による0.3%や1.1%以外に、平成30年度の引下げ前の額に戻す意見、民間の賃上げ率5%程度という意見、8%程度引上げ等、委員からは様々な意見が出された。

その他の意見として、物価高や職員不足などの課題解決のためには変化が必要であり、報酬等の引上げも一つの方策であるとの意見、デジタル化が進んでいることからリモートでの視察等の実施を求める意見、議員数の削減を求める意見、議員や市長等と市民や団体との対話の機会の増加を求める意見が出された。

これらの内容を総合的に判断し、審議会としては、議員並びに市長等の報酬等を引上げることが妥当であると考えます。

なお、引上げ額については、厳しい財政状況を踏まえて引下げを実施した平成30年度当時と比べ、市の財政状況は改善しており、社会経済情勢も新型コロナで一旦悪化したが、現在はコロナ禍以前の状況に戻りつつあり、内閣府発表の月例経済報告においても、「景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」との基調判断が示されている状況であることから、平成31年4月に実施した引下げ前の額に戻すことが適当である。